

コ
ン
メ
ン
タ
ー
ル

尾藤正英著「尊王攘夷思想」、岩波講座日本歴史(13)、近世5(1977年)

二〇〇九～二〇一三年 上田悟司 著

著者 尾藤正英
題名 尊王攘夷思想
所収 岩波講座日本歴史13 (近世5)
出版社 岩波書店
発行日 一九七七年二月二十二日
当該頁 四一頁～八六頁

以下は、右記の論文の全編にわたるコメントである。閲覧される方のご参考になれば幸甚。

内容目次

- 一 問題の所在
- 二 尊王攘夷思想の源流
 - 1 中国思想との関係
 - 2 前期における二つの類型
- 三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向
- 四 尊王論による幕府批判と幕府の対応
- 五 尊王攘夷思想の成立と展開

其の1

尾藤正英は戦後の日本近世思想史、とりわけ徳川期の思想史研究において、丸山真男とともに決定的業績を残している。なかでも、丸山の提出した「モダンな」荻生徂徠像、および、それに対して尾藤が、国家主義の祖型としての徂徠像を提起したことは、現代の徂徠研究にも影響が大きい。

尾藤の業績の中で近年は、論文集『江戸時代とはなにか―日本史上の近世と近代』岩波書店(1992年)が参照されることが多い。私も当ブログで幾度か触れた。思想家の稠密な個別研究というよりは、江戸時代の全体像を論じる大きな議論がその魅力となっている。

しかし、ここで取り上げるのは、30年前の論文、「尊王攘夷思想」、岩波講座日本歴史13、近世5(1977)である。表題が表題だけに古ぼけた印象や、幕末期の思想のみを扱っているという先入主を持たれてしまうことが多いだろう。その上、既に一世代古い岩波日本歴史に収載されているのだから、いまさらわざわざ引張り返り出して読み直す物好きは私くらいなものかもしれない。

既に二度、当ブログでも取り上げ済みだが、改めて通読し直すすと、その内容が、徳川期の国家思想史、ないし、王権思想の

通史、となっていることに気付くはずだ。この論文の重要性はここにある。

其の二

以下、しばらく尾藤論文の梗概を試みる。

■研究史の回顧

尾藤は、この論文の発表当時(1977年)、尊王攘夷思想の関する研究で大きな影響力を持っていたのは、丸山真男「国民主義の「前期的」形成」(『日本政治思想史研究』1952所収)や、遠山茂樹『明治維新』(1951)であることを述べ、前者によって、尊王攘夷思想が思想であるより政治綱領であり政治運動である、と見なされるようになったこと、また、後者によって、尊王攘夷思想がもつぱら保守的・反動的思想を超えるものではない、という評価が定着したことを指摘する。

しかしながら、丸山のものにせよ遠山にせよ、それらの仕事は大東亜戦争末期の戦時下において構想、公表されたもので、その時代的文脈を頭に置かなければ読み誤りかねないはずのものである。すなわち、明治国家体制公認の王政復古史観、あるいはそれと不可分のものとしての公認された尊王攘夷思想に、対抗し、打破しようとする意図が丸山や遠山にあり、その弁証として上記の業績があったのである。

結局、丸山や遠山のように幕末維新期に尊王攘夷思想を限定してしまうと、徳川期を通じて存在した尊王論や攘夷論(前史としての尊王攘夷思想)、明治国家体制下において「忠君(＝尊王)(愛国(＝攘夷))」と名を変じて存在したこと(後史としての尊王攘夷思想)が、視角から脱落してしまい、かえって皇国史観への批判と清算を十分になしえず、むしろ抑圧された形でその影響を残すことになってしまっている(現代の靖国問題を想起せよ「Tenging」注)。

■「尊王攘夷」は漢語ではなく、和語である

「尊王攘夷」タームは、中国の古典には見えない。1838年(天保8年)に、水戸藩の藩校、弘道館の建学の精神をうたった、『弘道館記』が一般的に知られている最初の用例である。したがって、尊王攘夷思想は、文政・天保の頃に成立したと見られる。

「尊王」とは、統一国家の君主としての天皇に対する尊崇を通じて求心的な意味での国民統合をめざすこと、「攘夷」とは対外的な意味での国家防衛のことであるから、この二つの理念を結合することによって、国家の統一性を保持し強化することを目標とした思想であったといえる。

二二で尾藤は、朱子学に尊王攘夷思想の起源がある、というこれまでの根拠薄弱な巷説を、朱子のテキストに戻りながら、検討した上で、「一つ一つに駄目を出していく。まとめれば、「夷狄」なる語は、中国語では、近代的な「民族 nation」というよりも、中華世界の普遍的な文化や道徳の恩恵に浴しているかどうかの違いであること、また、「尊王」思想も儒教思想中の易姓革命論と究極的には共存不能であること、を指摘し、「尊王攘夷思想はやはり日本で独自に形成された思想とみるべき」(p.50)と結論付けている。

内容目次

一 問題の所在

二 尊王攘夷思想の源流

1 中国思想との関係

2 前期における二つの類型

三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向

四 尊王論による幕府批判と幕府の対応

五 尊王攘夷思想の成立と展開

其の四

■ 闇斎 vs. 素行

尾藤は、尊王攘夷思想の特質を、広い意味での国家本位の主張ないしそれを支える意識にあるとみて、その源流を寛文・延宝年間(1661-1680)に求める。

何故なら、「この時期に山崎闇斎(1618-1682)と山鹿素行(1622-1680)に代表されるような、新しい思想的潮流が登場しているからである。

(1) 両者の共通点、外観に関して

① 当時の清朝中国を、中国、中夏、中華、などと呼ぶことは反対。

↓ 対外的自尊の主張を明確にしたこと。

② 日本固有の伝統としての天皇尊崇という事実に必要な思想上の意味を与えている点。

① ↓ 後年の「攘夷」へ。

② ↓ 後年の「尊王」へ。 ↓ 国家意識の表明

* 浅見綱斎(1652-1711、闇斎学派)の『靖献遺言講義』(元禄2年・1689)より

国際的な平等意識

国家の独立意識

自国と他国の関係を、「主」「客」の相対的な関係とみなす

↓ したがって、日本を中国と呼ぶことにも反対。「吾国」「異国」で十分。

《注意》闇斎の有名なエピソードとして、「もし唐から孔子を大将とし、孟子を副将として来攻した場合にはどうしたらよいか」と弟子たちに問い、自ら「そうであれば、武器を取り迎え撃つて、孔孟を捕虜にし、国恩の報いるのだ。それが孔孟の道でもある。」と答えたというものが『先哲叢談』(文化13年・1816、平凡社東洋文庫にあり)を典拠にして巷間広まっている。しかし、これは正確ではない。正確には、上記、綱斎の『靖献遺言講義』にある、「唐から日本に服属を求めて戦をしかけてくるなら、たとえ堯舜文武が大将であっても、大砲でやっつけるのが大義である。礼儀徳化によって服従させようとしたとしても臣下とならないことは当然だ。それが春秋の道であり、吾が天下の道である。」がこの逸話のソースである。このことが尾藤論文に記されている。『先哲叢談』は極めて便利な書なので、しばしば参照されるが、この書そのものが、16世紀初期に成ったものであり、当時の教育ブームを背景にした読者マーケットを前提に、「エピソードで語る儒学入門」として出版され江湖に迎えられたことは心にとどめておいたほうがよいだろう。

(2) 両者の相違点、対外観に関して

山崎闇齋

国家の自主性と個人の自主性が一体化して考えられており、主体性(個人の心のあり方)という観点から国家意識をとらえる。↑ 国際的平等観に立脚。だから「中国」の尊称はおかしい。

山鹿素行

中朝(≡日本)は、異朝(≡中国)より、客観的に優れている。政治体制の安定性。皇統の一系。軍事的優越性。↓ 主として政治的・軍事的側面から客観的に比較評価。だから「中国」の尊称はおかしい。

(3) 新しい国家意識(対外観)出現のタイミング

闇齋的にしろ、素行にしろ、17世紀後半に、同期的に勃興した理由。

①大陸における明から清への王朝交代があったこと(華夷変態)。

②公儀体制がようやく固まり出したこと。

(『葉隠』も同時期)

(4) 両者の尊王思想の異同

山崎闇齋学派 ↓ 「忠誠」を基本とし、その「忠誠」を担う主体としての個人に着目。

「忠誠」の徳を顕現している個人なら、吾国・異

国は無差別(『靖献

遺言』は中国の歴史上の人物の事跡のみ。)

↓ 普遍主義

山鹿素行派 ↓ 独自の君本主義に基づき、君主として天下を治平する政治の道。

「勤王」の担い手は武家政権の代表者。

↓ 天皇から武家へ、実質的に易姓革命が起き

ている。

↓ 天皇の無力化 + 将軍の実質的君主化

↓ 政治的効果としての、将軍による勤王の必

要性

内容目次

一 問題の所在

二 尊王攘夷思想の源流

1 中国思想との関係

2 前期における二つの類型

三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向

四 尊王論による幕府批判と幕府の対応

五 尊王攘夷思想の成立と展開

其のIV

■当ブログでの考察①

尾藤論文の p.57 にこうある。

綱齋の主張は徹底しており、ある王朝の王統が継続している限りは、これに対して謀叛を起す者があれば、これを「賊」(逆賊)とみなすばかりではなく、その王朝の君主が正統の王位を他者に譲つたりした場合にも、その君主は「賊」であるとする。

……、(後漢の献帝が引用者注)天下を軽々しく他人に与えたりすれば、「国家を亡ぼすの罪」を犯したことになる、と主張するのである。君主でさえも、自由に処分することを許されない「漢の天下」とは、何であろうか。それは個人の意思を超えた存在としての漢帝国、すなわち制度としての国家であり、臣下も君主もひとしく、それへの絶対の忠誠を義務づけられている。

この感覚は、現代の我々にもそれほど違和感を持たずに理解可能だろう。しかしながら、異なる地域、時代においては、下記のようなことが当たり前だった。

ルイ十四世の後はスペインの王女であるが、結婚の時彼女(実質的にはルイ十四世)は、持参金とひきかえにスペイン王位継承権を放棄した。これはいうまでもなく、スペインがルイ十四世から自国の王位継承権を買い戻したことを意味する。このような王位、従って王国の私法的処分(売買、交換、相続等等)はめずらしいことではなく、プロイセンのフリードリヒ大王の家訓には、自国の領土拡大の手段として、隣接諸領邦君主の私法的方法による獲得が具体的に論じられている。

石井紫郎『日本人の国家生活』東大出版会 1986年、p.193

今の我々にとつても、一国を売り買いの対象にするという感覚は、俄かには納得できないものがあるが、17世紀後半という同時代に、相反する価値観が洋の東西には存在したし、現代日本においても、「会社」を従業員付きで売り買いする企業買収などの例には共通する違和感を持たれることが多いだろう。

また、同じく尾藤論文の p.57-8 にこうある。

逆にいえば、対象が動かしがたい制度としての国家であればこそ、忠誠が絶対的なものとなりうるのであって、対象が人としての君主であればその個人が不徳で天命を失った際には、臣下の忠誠義務も解除されて、易姓革命が生起する

ことになるが、国家に対する忠誠の場合には、そのような忠誠の転移は容認されない。

こうした闇齋学派の影響は、闇齋の直弟子、將軍家綱の補佐役、保科正之を通じて、同じく17世紀後半の1663年(寛文9)、公儀による殉死禁止令となつて現われる。従来、この件は、保科の朱子学的教養からもたらされた人道的措置と理解されていた*が、それよりも、武士の忠誠の対象が君主個人ではなく「国家」そのものであるという、武士の「家」の一種の機能化、法人化ということの延長線上にあるものだと理解すべきだろう。

*平石直昭『日本政治思想史』放送大学教育振興会(1997)、4
儒学思想の展開、pp.41-42

内容目次

一 問題の所在

二 尊王攘夷思想の源流

1 中国思想との関係

2 前期における二つの類型

三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向

四 尊王論による幕府批判と幕府の対応

五 尊王攘夷思想の成立と展開

★関連記事

1) 徳川期の「天皇機関説」

2) 「藩ニコーポレーション」の成立

3) 徳川期における法人化、紀律化を巡って(1)

其のV

■ 尊王攘夷思想の二つの類型

閻齋「その国家を構成する個人（君主を含めて）の道徳的あり方を考察」→朱子学
素行「為政者としての政治的立場から国家の問題を考察」→古学

「この後に発展する尊王思想ないし尊王攘夷思想は、先の二つの立場のいずれかを基本とし、もしくは両者の交錯の上に成立する。」(p.60)

■ 社会的背景(p.61)

- ① 兵農分離による固定化された近世社会の身分制秩序
- ② 寛文延宝年間に幕府政治や藩政が確立

※reqing コメント

上記②を詳細に言えば、以下のようになる。

「一般的に見て十七世紀後半、元禄期までに大部分の大名家で（大名家数で85パーセント、知行石高で55パーセント）藩庫から年貢米が支給される俸禄制へ変質し、自余の大名家についても制限的徴租権程度の知行権に限定され、実質的に藩庫支

給の俸禄と大差ないものとなっており、このような俸禄制こそが近世的知行の典型であると思なされている。」

[笠谷和比古『主君「押込」の構造』講談社学術文庫\(2006\)、p.245](#)

■ 閻齋と『葉隠』

「君主の行動が国家の利益に反すると考えられた場合には、臣たる者はどこまでも諫めなければならず、諫めても聴かれなければ、その君に代表される国家と運命を共にするか、あるいは君主個人の意思を無視してでも国家を保全するための行動に出なければならぬ。『葉隠』にいうところの「御家を一人にて荷申志」（聞書一）である。それは、大名家（藩）もしくは国家といった組織の内部に組み込まれた個人が、その組織に對立する意味での自由はもたないながらに、逆に組織の一員であることに徹して、そのことに自己の存在意義を見出し、個人としての主体性を確保しようとするような生き方の表現であった。」(p.61)

※reqing コメント

「これらはまさに政治史的には、主君「押込」の構造（笠谷和比古）として史実に残るものと同じであり、上記のメンタリティは、はるか後年の昭和期、青年将校のクーデタ事件として噴出したものと同じである。」

■素行と“統治術”

「…、素行の思想は、確立されてゆく幕藩体制の実態を、主として為政者たる君主(具体的には將軍または大名)の立場から観察し、この現実に適した政治および道徳のあり方を探求しようとする関心にもとづいて、成立したものであったと考えられる。『聖教要録』などに示された学問の方法論が、「知」という客観的認識を基本としていたこと、またその学問の体系の中の大きな部分が、日本の古代(『中朝事実』)や武家時代(『武家事紀』)に関する歴史的研究によって占められていた」¹⁸などは、いずれも日本社会の具体的様相の認識が、素行にとって重要であったことを示している。「このような認識の視点から、日本の武家政治の特質をなすものとしての武家の「勤王」という事実の意義に、注目しようとしたのである。」(p.62)

※renqing コメント

素行のアプローチは、意外に“社会科学的”であり、その志向は、“統治術”を指すものといえる。なぜか。それは武家政権が、その政治責任を果たさなかった天皇、朝廷に代わって、易姓革命を通じて政権を掌握しているのだから、武家政権がその政治責任を果たせない時は、当然、新たな易姓革命が起きてもおかしくないからである。素行の志向を延長すれば、行き着く先は、統治のための社会工学(social engineering)であり、その同一線上にあるのが荻生徂徠と云うことになる。し

たがって、古学派の流れを汲む尊王とは、「手段としての尊王」であり、「統治術としての尊王」と位置づけることができる。また、18世紀末の後期水戸学派の藤田幽谷「正名論」なども、この「手段としての尊王」観を引き継いでいると考えられる。

内容目次

- 一 問題の所在
- 二 尊王攘夷思想の源流
 - 1 中国思想との関係
 - 2 前期における二つの類型
- 三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向
- 四 尊王論による幕府批判と幕府の対応
- 五 尊王攘夷思想の成立と展開

其のVI

「三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向」

■社会的背景① 軍記物語『太平記』*の普及

「右にみた二つの思想的動向は、学者の世界だけのできごとではなく、社会的拡がりをもった風潮であった。その具体例の第一として、軍記物語『太平記』の普及にともない、南朝の忠臣楠正成を景慕し礼讃する風潮が広まったことが挙げられる。」尾藤論文、p.62

・楠正成像作成とその画賛

↓ 亡命明儒 朱舜水(1597年)による画賛Ⅱ加賀前田家ほか、ほか三篇

↓ 公儀儒官 林鷺峯による画賛Ⅱ十八編

・楠正成の石碑建立

↓ 1692年(元禄5)、徳川光圀による湊川の石碑「嗚呼忠臣楠氏之墓」

「…、ただこの場合には、前田綱紀や徳川光圀のような為政者の側から、とくに積極的な顕彰の動きが見られる点が注目される。その意味では、この時期に現われた忠誠の道德の自覚

は、体制の性格に基づき自然発生的であったという一面とともに、支配者の側から作為的に強調されたという一面をもともなっていたことが、見逃されてはならない。」尾藤論文、p.63
*reading テキスト

徳川期における『太平記』ないし「太平記読み」の問題は、かなり重要だが、ここでは詳論しない。そのかわり、参考文献を挙げておこう。

[兵藤裕己『太平記〈読み〉の可能性』講談社学術文庫 2005年](#)
[若尾政希『「太平記読み」の時代』平凡社 1999年](#)

■社会的背景② 朝廷と幕府、その関係論

「第二に、客観的な意味での社会のあり方についていえば、朝廷と幕府との関係あり方、ないしそれについて一般社会意識が、徐々に変化しつつあったという事実が、閻斎・綱斎や素行の思想が成立する背景としてあったと考えられる。」尾藤論文、p.63

・将軍綱吉の事跡

↓ 大嘗祭の復活許可(1687、東山天皇)

↓ 天皇陵の保護(1697)

↓皇室領の加増(1705、二万石から三万石へ)

↓勅使への応接態度の丁寧厳粛化

・その背景要素

↑幕府制度の整備にともなう儀礼尊重の傾向

↑将軍・大名の夫人、側室が公家から迎ええられることの増
加[※]

↑官位制度が、天皇と武家との間に君臣関係を証明するもの、とされ、

天皇を武家の君主とする意識の喚起がすすむ

*Krengingコメント

改めて、徳川将軍15代の正室を見直すと以下のような
る。

①皇室・五摂家からの正室 12名／15代

②そのうち天皇の娘(皇女)を正室としたケース 2名／12名

参考にしたサイトによれば、これらの婚姻関係を通じて、徳川家は武家最高位の家格を有し、実質的に五摂家と同格以上とみなされるに至った、とのこと。しかし、これだけ将軍正室を京から迎えていることの意味は、どう評価するにしても軽くはない。これにつき、別に再考予定としておこう。

参考サイト [徳川家の歴代将軍とその正室\(御台所\)](#)

内容目次

一 問題の所在

二 尊王攘夷思想の源流

1 中国思想との関係

2 前期における二つの類型

三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向

四 尊王論による幕府批判と幕府の対応

五 尊王攘夷思想の成立と展開

其の旨

「三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向」

■楠氏賛美（南朝正統論）に含まれる幾つかの問題点（p.65）

①楠正成の忠誠対象 ↓ 南朝の天皇

足利氏によって擁立された北朝は、その敵だった。

②現実の京都の朝廷は北朝の系統を引いており、将軍も大名も

そこから官位を授与されている以上は、北朝の臣である。

③この時期の思想界では南朝正統論が優勢（↑『太平記』『資治通鑑綱目』）

当時の南朝正統論 ↓ 南朝の忠臣であった新田氏の子孫が、今や徳川氏として天下を

支配する地位に立っているという歴史上の因果関係を通じて、忠臣や孝子の子孫には

よい応報があるという（儒教的な）道徳上の教訓を与えるところにも、政治意識の面では、

徳川幕府成立の根拠を（やはり儒教の易姓革命の思想により）歴史的に正当化する

という意味を含んでいた。

④水戸徳川家の『大日本史』では、南朝正統論が三大特筆とされてきたが、このために、一応の完成を見た1715年以降も、北朝意識をもつ朝廷ではその献上を容易に受理しようとはしなかった。

⑤官位制度から導かれる形式上の君臣関係（天皇一臣下）と、実質上において幕府が全権を掌握しているという政治上の力関係との間にも、矛盾が存在する。

↓このようにいわば論理では割り切れないところに、むしろ日本を天皇を君主とする政治制度に特有の構造があるとみるべきもの。

内容目次

一 問題の所在

二 尊王攘夷思想の源流

1 中国思想との関係

2 前期における二つの類型

三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向

四 尊王論による幕府批判と幕府の対応

五 尊王攘夷思想の成立と展開

其の旨

「三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向」

■大政委任論の系譜(p.66)

①浅見綱斎(1652-1711、闇齋学派)、『識筭録』

「天子の御名代として、天下を東より御下知あるは、…正しき事也」

②山鹿素行(1622-85)、『武家事紀』(1673年、巻四五、武本)
「朝廷にカワリテ万機ノ事ヲ管領セシムルノコトワリナリ」

尾藤論文(p.66)

「…、いずれも將軍を天皇の代理人とみなしており、のちに本居宣長らが説いたような「朝廷の御任みよさし」『玉くしげ』、すなわち委任ということによって、幕府の存在を正当化しようとする考え方の先駆をなしていたのである。」

内容目次

一 問題の所在

二 尊王攘夷思想の源流

1 中国思想との関係

2 前期における二つの類型

- 三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向
- 四 尊王論による幕府批判と幕府の対応
- 五 尊王攘夷思想の成立と展開

其の四

「三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向」

■新井白石の「易姓革命」論(p.66)

- ①白石も南朝を正統とみなしている。
- ②しかし南朝は滅亡した。
- ③したがって、天皇を君主とする国家の歴史も終焉し、以後は「武家の代」。
- ④北朝は武家の都合で創設されたのであって、正しき皇統とは言えない。

■白石の將軍「国王」号事件(p.67)

- ①朝鮮との外交文書に、將軍は「日本国王」とサインすべき。
- ②將軍「国王」号問題は、多くの学者から反対の声が起る。
- ③家宣一代で「日本国王」号は終わり。
- ④政治制度上の《天皇》に合理性を持ち込もうとしても挫折する見本。

■荻生徂徠の Theocracy (神權政治)論(p.69)

- ①「天祖、天を祖とし、政は祭、祭は政にして、神物と官物と別なし。神か人か。民、今に至るまでこれを疑ひ、而して、民、今に至るまでこれを信ず。ここを以て百世に王たりて未だ易らず」と天皇の政治的効用を洞察。
- ②日本固有の伝統の重視、統治者視点、で、徂徠は山鹿素行と同一の思想系列に属する。
- ③ただし、素行の「勤王」は ought to be、徂徠の《勤王》は Theocracy の有効性視点という to be からのもの。

■本居宣長の委任統治(「御任」ヨサシ)論(p.71)

- ①徂徠 Theocracy を天皇サイドから《委任》原理で sophisticate p.69。
- ②天皇↓將軍関係を《委任》原理から明確化し、《責任》のベクトルの向きを確定。
《委任》ベクトル 天照大神↓天皇↓將軍↓大名 「国家・人民統治の《委任》」
《責任》ベクトル 天照大神↑天皇↑將軍↑大名 「《誰の》《誰》に対する《責任》」
- ③ Theocracy を諸外国までさらに拡張⇒日本を中心とする新しい華夷思想の誕生
- ④ただし、中華の華夷思想は道德・文化の普遍原理から、宣長

は神勅が天皇におりたという特殊原理から

⑤したがって、諸民族間の関係は、中華思想では《対等》関係、
宣長の華夷思想は《差別と支配》関係

内容目次

一 問題の所在

二 尊王攘夷思想の源流

1 中国思想との関係

2 前期における二つの類型

三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向

四 尊王論による幕府批判と幕府の対応

五 尊王攘夷思想の成立と展開

其のX

「四 尊王論による幕府批判と幕府の対応」

■ 尊王論による幕府批判の挾撃

① 公家から ↓ 宝暦事件(1758年)：公家の学問の師だった竹内式部が京を追放された事件

② 民から ↓ 明和事件(1766年)：江戸の塾を開いていた山県大弐が死罪となった事件

「右の二つの事件は、天皇の存在に新しい政治的意味を与えようとする動きが、公家の間と民間とから起ってきたことを示している。」■ 松平定信の《紀律化》革命＝寛政の改革(P.77)

① 『御心得之箇条』(1788年)(將軍家齊への訓示)「六十余州は禁廷より御預り遊ばされ候御事に御座候へば、仮初にも御自身のものと思召すまじき御事に御座候」

② 尊号事件(1789年)：光格天皇による実父閑院宮典仁親王への「太上天皇」尊号贈与を幕府が阻止し、関連した朝臣を天皇の承認なしに処罰した事件

① ↓ 《委任》観念の將軍へに注入

② ↓ 政務を委任されている以上は、幕府の権限は全面的なもので、当然朝臣にも及ぶ

■ 《委任》原理の帰結

「『二』において委任の観念は、朝廷の形式上の地位を高めるとともに、その実質上の権限を失わせるものとして、機能する」ととなった。(P.77)

※次の弊記事も参照。

[徳川期の「天皇機関説」](#)

内容目次

一 問題の所在

二 尊王攘夷思想の源流

1 中国思想との関係

2 前期における二つの類型

三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向

四 尊王論による幕府批判と幕府の対応

五 尊王攘夷思想の成立と展開

其のⅩ

「五 尊王攘夷思想の成立と展開」

■寛政《紀律化革命》の中期的効果と長期的帰結

- ①《委任》原理 ⇄ 『御心得之箇条』(1788年)、尊号事件(1789年)
- ②「鎖国」原則の祖法化 ⇄ ロシア使節ラクスマンへの諭書(1793年)

定信の狙いと中期的効果

- ①朝廷—幕府関係の明確化 ↓ 「幕府」の内政権限の強化
 - ②対外関係の明確化 ↓ 「幕府」の外交権限の強化
- ※「幕府」による「日本」の《主権化》の最初の一步

長期的帰結(権限の明確化 ⇄ 責任の所在の明確化)

- ①委任された政務の遂行の責任の明確化 ↓ 「尊王」
- ②鎖国体制の保持の責任の明確化 ↓ 「攘夷」

⇄ 政治理論としての「尊王攘夷」思想の成立

■名分としての尊王論の確立：幽谷と山陽

藤田幽谷『正名論』(1791年)

頼山陽『日本外史』(1827年)

①儒家の「正名論」⇄《名》と《実》のズレは、《名》を《実》に収束させる

君主であることの《名》⇄徳性・能力の《実》⇄《名》を失う、易姓革命へ

②尊王論の「名分論」⇄《名》と《実》のズレは、《実》を《名》に収束させる

君主(天皇)は民心統合の名のみ、責任なし ↓ 権限なし ⇄ 定信の《委任》原理

※この考え方は後の明治憲法における《君主無答責》原則と等価

■政治理論としての尊王攘夷思想の確立

会沢正志斎『新論』(漢文)(1825年)

⇄ 後に『雄飛論』(読み下し文)題名され刊行 ↑ 海外雄飛の構想が幕末志士を掴む

①尊王⇄「邪説」に民心が誘惑されることを防ぎ、国家目的への協力に純一ならしめる

②攘夷⇄弛緩した人心を引き締め、国家の統一性を強化するための国内向けプロパガンダ

「近世を通じて存続した国家意識が、国家体制の危機に直面し

た段階において、一種の国家主義として結晶したことを意味している。」(P.81)

■日米通商条約(1858年)をめぐる委任原則への背馳(P.82)

①勅許奏請⇨政務の全面的委任原則を自ら放棄

②違勅調印⇨「尊王」に違背

「幕府の異例の措置は、「鎖国」の原則を放棄した屈辱的外交姿勢を糊塗し、朝廷を利用して自己の立場の安泰をはかろうとする姑息な手段として、世間ではうけとめられた。」(P.82)

⇨幕府の外交政策に対する不満・批判の噴出 ⇨幕府に尊王と攘夷とを實行させるための運動としての「尊王攘夷運動」の激化

(《討幕運動》⇨流れ込む《幕府批判》の出発点)

■被治者の《尊王攘夷》⇨吉田松陰

「功利を目的としない無償の行為としての忠誠が、国家体制の永続性という観念に支えられることにより、何らかの意味で国家のために役立つものとして意義づけられる。しかも君と民とが一体とされているのであるから、君主に対する忠誠は、同時にその国家を構成する国民に対する奉仕でもある。」(P.84)

「内発的な道徳意識にもとづく個人の主体的な生き方」と「国民的規模での国家の統一性」の linkage

◎「道徳思想としての尊王攘夷思想」の完成(吉田松陰⇨浅見綱齋⇨山崎闇齋)(P.84)

※一つの近世ナショナリズムの到達点

■二つの尊王攘夷思想

会沢正志齋『新論』⇨治者のマキャベリズム⇨objectとして尊王攘夷

吉田松陰 ⇨被治者のナショナリズム⇨subjectとしての

尊王攘夷

内容目次

一 問題の所在

二 尊王攘夷思想の源流

1 中国思想との関係

2 前期における二つの類型

三 朝幕関係の推移と中期の思想的動向

四 尊王論による幕府批判と幕府の対応

五 尊王攘夷思想の成立と展開

其の旨(結)

■《評価》

尾藤氏のこの論文は、徳川日本における見事な国家思想史となつてゐる。あるいは徳川ナショナリズムの思想史か。その重要性からいって、国制史における、石井紫郎「近世の武家と武士」(岩波・日本思想大系 27 卷『近世武家思想』1974 年 所収)に匹敵すると考える。徳川思想史や幕末・明治維新史、明治建国神話の解体等に関心のある向きには必読の名論文である。当然、尊王攘夷思想を調べたいならば必ずリファアすべき文献。したがって、この関連の文献ならば必ずリファアされている。

しかし、残念ながらその収められているのが、今では誰も見向きもしないであろう、岩波講座日本歴史の古いエディションだ。そんなもの図書館でも開架に置かないし、書庫も狭い自治体図書館なら廃棄処分されかねない代物。amazon の中古で送料込みで 300 円で購入したほうがまだアクセス可能だろう。

■「逝去」

その尾藤正英氏は、2013 年 5 月に逝去された。89 歳の長寿だったが、この徳川思想史の泰斗には、不思議なこと、岩波書店『江戸時代とはなにか』を除くと、これまで本格的な論文集

や Collecting Works に類するものがない。恐らく関係各位が急遽企画中だとは思つが実に困つたものだ。

尾藤氏には、本論文のほかにもすぐ思いつくだけで、

❖ 尾藤正英「国家主義の祖型としての徂徠」(1974 年)

※徂徠の近代主義的解釈をひっくり返したもので、現代の学界の徂徠解釈のベースになっている。最近、荻生徂徠「政談」講談社学術文庫版に収められた。

❖ 尾藤正英「正名論と名分論」(1979 年)

※いわゆる「大義名分論」や藤田東湖幽谷の「名分論」が、実は儒家伝統の「正名論」と如何に似て非なるものであり、徳川日本独特のものであるかを論証したもの。なお、この件については、本シリーズ中の、「[ひとつの徳川国家思想史](#) (1-1)」も参照されたし。

などがあり、探せばまだあるだろう。私もその全貌を知りたいと思つ一人である。

少しでも早い、著作集(あるいは個人全集)の刊行を関係各位にはお願いします。また尾藤氏の仕事から裨益している一人として、氏の「冥福をお祈り申し上げます」。